

<保有個人情報訂正請求書記載に当たっての注意事項>

1 「請求者」

本人の「氏名」、「住所」及び「電話番号」を記載してください。ここに記載された「氏名」、「住所」及び「電話番号」により訂正決定通知等を行うこととなりますので、正確に記載してください。

なお、法定代理人による訂正請求の場合には、法定代理人の氏名、住所又は居所、電話番号を記載してください。

2 「訂正請求に係る保有個人情報の内容」

「開示を受けた保有個人情報の名称等」、「開示決定に係る通知書の日付及び番号」及び「開示を受けた年月日」を記載してください。なお、本法により保有個人情報の訂正請求ができるのは次に掲げるものです。

- ① 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報（法第90条第1項第1号）
- ② 開示決定に係る保有個人情報であって、法第88条第1項の他の法令の規定により開示を受けたもの（法第90条第1項第2号）

4 「訂正請求の趣旨及び理由」

(1) 訂正請求の箇所

どのような訂正を求めるかについて簡潔に記載するとともに、求める措置について□にレ点を記入してください。

(2) 訂正請求の理由

訂正請求の趣旨を裏付ける根拠を明確かつ簡潔に記載してください。なお、本欄に記載しきれない場合には、本欄を参考に別葉に記載し、本請求書に添付して提出してください。

5 訂正請求の期限について

訂正請求は、法第90条第3項の規定により、保有個人情報の開示を受けた日から90日以内に行わなければならないこととなっています。

6 本人確認書類等

(1) 窓口来所による訂正請求の場合

窓口に来所して訂正請求をする場合、本人確認のため、個人情報の保護に関する法律施行令第21条が規定する運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード等の住所・氏名が記載されている書類を提示・提出してください。どのような書類が本人確認書類に当たるのか分からない場合や、本人確認書類の提出ができない場合は、訂正請求窓口に事前に相談してください。

(2) 送付による訂正請求の場合

保有個人情報訂正請求書を送付して保有個人情報の訂正請求をする場合には、(1)の本人確認書類を複写機により複写したものに併せて、住民票の写し又は外国人登録原票の写し（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を提出してください。なお、住民票の写し又は外国人登録原票の写しは、市町村が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。

(3) 法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合

「法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合の本人の状況」欄は、法定代理人又は任意代理人による訂正請求の場合のみ記載してください。必要な記載事項は、保有個人情報の本人の氏名、本人の状況（□にレ点）、本人の住所及び電話番号です。

法定代理人が訂正請求をする場合には、法定代理人自身に係る(1)を掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、戸籍謄本等の法定代理人であることを証明する書類（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り。）を提出してください。なお、戸籍謄本等の法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。

任意代理人が訂正請求する場合には、任意代理人に係る(1)に掲げる書類又は(2)に掲げる書類に併せて、任意代理人の資格を証明する委任状（ただし、開示請求日前30日以内に作成されたものに限り。）を提出してください。